

土壌汚染対策法案に対する提言

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

代表 立川 涼

法案の問題点	提 言
<p>目的（第1条）</p> <p>汚染の未然防止の観点が盛り込まれていない。</p> <p>土壌の生態系維持の重要な機能が盛り込まれていない。</p>	<p>汚染の未然防止を目的規定に明記する。</p> <p>「土壌が物質の循環や生態系維持の要として重要な役割を果たしている」ことを目的規定に明記する。</p>
<p>定義（第2条）</p> <p>土壌の定義が不明確</p> <p>「形質の変更」（第8条）の定義が不明確</p> <p>対象物質を「人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもの」に限定</p>	<p>「土壌」には表層土のみならず、母岩も含まれる。</p> <p>「形質の変更」とは土地の現状を変更することをいう。</p> <p>「人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもの」との限定を付さず、政令で定めるものとする</p>
<p>土壌汚染行為の禁止（条文無し）</p> <p>土壌汚染の禁止規定がない</p>	<p>土壌汚染の原因となる行為の禁止規定を設ける</p>
<p>調査主体（第3条）</p> <p>「所有者」等に調査の責任を課すことは汚染者負担原則（PPP）に照らし問題がある</p>	<ul style="list-style-type: none">・実施主体を設置者、または設置者であった者、もしくは所有者（連帯責任）とする・所有者等に協力義務を課す

	<p>・費用負担については、設置者、または設置者であった者の負担とする（所有者は求償できる）</p>
<p>調査の契機（第3条）</p> <p>廃止時・用途変更時のみでは汚染実態把握としては極めて不十分</p> <p>第3条第1項但書きにより、例えば「地下水を飲料水として用いていない場合」や「再び工場として使用する場合」などが除外される可能性がある</p>	<p>操業中も毎年一回の調査義務を課す</p> <p>但書きは削除する</p>
<p>調査の届出及び公表（第3条）</p> <p>調査の事前届出と公表、住民の立会権、調査結果の公表がない</p>	<p>調査計画の事前届け出と公表、住民の立会権の保障、調査結果の公表を明記すべき（後述）</p>
<p>都道府県知事による調査命令（第4条）</p> <p>住民の申出権が明記されていない</p> <p>「政令で定める基準」と「環境基準」との関係が不明</p> <p>廃棄物処分場跡地等が対象にすることが明記されていない</p> <p>費用負担の規定がない</p>	<p>住民の申出権、申出の拒絶理由の明示を定めるべき</p> <p>「環境基準を超過する土地」に変更すべき</p> <p>廃棄物処分場跡地、残土石等も調査命令の対象にすることを明示すべき</p> <p>費用負担は原則として、汚染原因者にあることを明記すべき（所有者は求償できる）</p>
<p>指定区域・指定区域台帳（第5条・第6条）</p> <p>指定区域・同台帳をもうける必要はない</p>	<p>国は「有害化学物質等蓄積汚染情報台帳（ネガティブマップ）」を作成・公開する</p>

	<p>中環審土壤農薬部会土壤制度小委員会の「今後の土壤環境保全対策の在り方について」にもふれられているが、土壤汚染の判明した土地を、日本地図上に表示し、汚染の原因、汚染状況、地形・地層・地質等の土地の性状、土地の履歴その他の情報とともに、デジタル情報の形で公開し、一般の閲覧・利用に供すること</p>
<p>措置命令（第7条）</p> <p>措置命令の対象が「所有者等」となっている</p>	<p>第一次的には汚染原因者の責任とし、原因者が不明の場合には所有者等が補完的責任を負うべきと明記すべき</p>
<p>費用の求償（第8条）</p> <p>措置命令を受けた所有者等にだけ求償権を認めている</p>	<p>措置命令を受けた所有者等に限らず、浄化等の措置を行った者は求償できることにすべき</p>
<p>変更の届出及び計画変更命令（第9条）</p> <p>届出が必要な行為を、指定区域内の土壤の採取等の行為に限定している。</p>	<p>指定区域をもうける必要がない（前述） 仮に設けるにしても、「指定区域内」に限らず、土壤の採取や現状変更時には届出を必要とすべき</p>
<p>指定調査機関（第10条～第19条）</p> <p>指定調査機関を設けることは、指定業者との癒着や業者間の談合を生むことになりかねない</p>	<p>調査基準を定め、その遵守についての住民参加型の監視制度を創設する。具体的には</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 設置者等は事前に調査計画を都道府県知事に届け出るものとし、都道府県知事はこれを公衆の閲覧に供する ② 調査の実施にあたっては、地域住民

	<p>(地域住民が依頼した専門家を含む)の立会権を保障する</p> <p>③ 都道府県知事は、調査結果の報告を受けた後速やかにこれを公表する</p> <p>④ 調査結果が虚偽である疑いがあるときは、環境大臣または都道府県知事に立ち入り調査権を認める</p> <p>⑤ 調査機関が不正な調査を行った場合には、当該調査機関に罰則を科す</p>
<p>指定支援法人 (第20条～第28条)</p> <p>指定支援法人制度は、特殊法人改革に逆行するものである</p>	<p>但し、基金の設置は必要</p>
<p>報告及び検査 (第29条)</p> <p>報告の内容及び検査結果の公開に関する規定がない</p>	<p>環境大臣または都道府県知事は、報告及び検査結果を速やかに公表しなければならない</p>
<p>研究の推進等 (第34条)</p> <p>地下水の保全・管理の観点からの調査・研究が明示されていない</p>	<p>土壌汚染は貴重な水資源である地下水の汚染に直結するので、これまでほとんどなされてこなかった地下水の保全・管理の観点からの調査・研究を明示し推進する</p>
<p>見直し期間 (附則第5条)</p> <p>見直し期間10年は長すぎる</p>	<p>見直し期間を3年とする</p>